基準10 長屋に係る消防用設備等の取扱いに関する基準

長屋の一部が、令別表第1各項に掲げる防火対象物の用途に供され、当該部分が延べ面積の2分の1以上又は50平方メートルを超える場合、基準1により、法第17条の規定の対象となるが、次のいずれにも該当する場合においては、住宅の用途にのみ供されている住戸(以下「専用住戸」という。)について、令第32条又は条例第45条の規定を適用し、消防用設備等を設置しないことができるものとする。

- 1 専用住戸とその他の用途に供されている部分とが、準耐火構造又は次のいずれかに該当する 性能を有する壁若しくは床で区画されていること。
- (1) 既存壁に片面12mm以上のせっこうボードを2枚以上張ったもの
- (2) 既存壁(防火構造に限る。) に12mm以上のせっこうボードを張ったもの
- 2 前1の区画が、建基令第112条第19項及び第20項の規定に適合していること。